

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

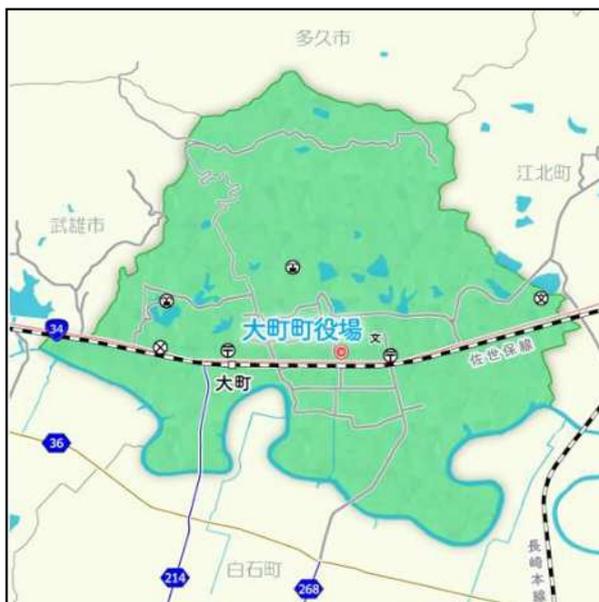
I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

大町町は佐賀県のほぼ中央部に位置し、北は多久市、東は江北町、西は武雄市、南は白石町に隣接している。総面積は 11.50 平方キロメートルと狭小であり、東西 4.46 キロメートル、南北 4.25 キロメートルの菱形に近い形状をしている。

総人口は 5,858 人(男性 2,737 人、女性 3,121 人)、世帯数は 2,643 世帯(令和 7 年 5 月 31 日現在)である。かつては炭鉱で栄えた町であり、明治 43 年(1910 年)に大町鉱山が開鉱し続いて昭和 4 年(1929 年)には杵島炭鉱が設立された。これにより各地から労働者が集まり、昭和 16 年(1941 年)には人口 24,000 人と最盛期を迎えた。しかし、昭和 44 年(1969 年)の杵島炭鉱閉山に伴い人口が流出し現在に至っている。



町の中央部やや南寄りには基幹道路である国道 34 号線が東西に走り、これに並行して JR 佐世保線が通っている。町の中心部には大町駅が所在している。町北端には標高 416 メートルの聖岳などの山並みが広がり、そこから中央部を横断する国道まで緩やかな斜面が続いている。

国道の北側には密集した市街地が形成され、その背後の緩やかな斜面には多数のため池が点在し、果樹園や畑として利用されている。一方、JR 佐世保線以南には六角川まで農地を中心とした低地が広がり、白石平野の一角を構成している。

一級河川である六角川は武雄市山内町を源流とし、途中で武雄川と合流し、白石平野を著しく蛇行しながら、河口部の住ノ江において牛津川と合流し有明海に注いでいる。有明海は最大約 6 メートルの干満差があり、満潮時には海面よりも低くなるため、低平地は排水が悪く、浸水被害が発生しやすい地域である。さらに、白石平野では地下水の汲み上げによる地盤沈下が進行しており、排水機能が低下しているため、水害のリスクが高くなっている。また、炭鉱の採掘によって形成された捨石(ボタ)の集積場であるボタ山は、雨水を吸収しやすく地盤が不安定であり、大量の降雨時には崩落の危険性がある。

② 想定される災害リスク

【水害・土砂災害】

情報元：ハザードマップ(大町町より提供)

ハザード情報レポート(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社より提供)

大町町商工会が位置する地域は、浸水想定が 0.5m 以上 3.0m 未満の地域であり、周辺地域の標高

は 3.8m である。当町で発生する自然災害のうち、その大半は大雨によるものであり、日降水量 100mm 以上の発生は 6 月から 7 月の梅雨時期に最も多く、次いで 8 月から 9 月の台風時期にも多く発生している。

土砂災害については、土石流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の警戒区域には指定されておらず、土砂災害のリスクは低い地域とされている。しかし、近隣には土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が数多く点在しており、今後も十分な注意が必要である。

近年では、平成 2 年（1990 年）7 月、令和元年（2019 年）8 月、令和 3 年（2021 年）8 月に大規模な豪雨災害に見舞われており、令和元年及び令和 3 年の災害は激甚災害に指定されている。

前述のとおり、六角川の勾配は極めて緩やかであり、河口部は海面よりも低い。そのため、有明海の満潮時には海水が河川に逆流し、六角川に排水できなくなった雨水が溢れ、内水氾濫が発生する。

令和元年の豪雨災害では、道路冠水や家屋被害（床上浸水 178 戸、床下浸水 203 戸）、さらには地域医療の中核を担う病院が浸水し孤立するなど、甚大な被害が発生した。さらに、町内の工場から油が流出し、農作物などの産業にも広範囲な被害をもたらした。また、ボタ山周辺では傾斜地の崩壊や大規模な土砂崩れが発生した。

令和 3 年の豪雨災害では、家屋被害（床上浸水 248 棟、床下浸水 171 棟）が確認されている。大町町商工会館も床上浸水被害を受け、機器類や書類が水没し、業務遂行に多大な支障が生じた。ため池付近の山林では地すべりの兆候が確認され、ボタ山周辺では土砂崩れが発生した。数十年に一度といわれる災害が短期間で連続して発生したことにより、住民の疲弊が進み行政も防災対策計画の見直しを迫られることとなった。

## 【地震】

情報元：ハザードマップ（地震ハザードステーション（J-SHIS）より提供）

ハザード情報レポート（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社より提供）

当会の周辺地域は、地震時の表層地盤の揺れやすさが「やや揺れにくい」地域とされている。震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で 6.4% 程度、震度 6 弱以上が 1.2%、震度 6 強以上が 0.4% の確率で発生するとされている。

最も近い活断層は佐賀平野北縁断層帯であり、距離は約 5km である。この佐賀平野北縁断層帯を震源とする地震では、最大震度 7 の発生可能性があると考えられている。

## 【感染症】

新型インフルエンザは 10 年から 40 年の周期で発生し、世界的な流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症のように、町民のほとんどが免疫を持たない感染症が全国的かつ急速に蔓延した場合、多くの町民の生命及び健康に重大な影響を及ぼす懸念がある。

## 【その他】

気象予報で全国を 13 地域に区分した場合、当町は九州北部地方に含まれる。台風接近数（平年値）は、全国 13 地域の中で 6 番目に多い地域である。台風の接近頻度が高い時期は 6 月から 10 月であり、そのうち 8 月が最も多い。台風の経路は、九州の東岸や東海上を北上するもの、または九州の西岸や西海上を北上するものが多いとされている。

台風時の最大風速は、台風中心から 50km～150km 付近で最も強く、対象地域の東側を通過する際の風速を 100 とした場合、西側を通過する際の風速は 115 になる傾向があるとされている。

比較的温暖な気候のため、大雪による被害は少ない地域であるが、冬季には大雪警報が発令されることもあり、今後も警戒が必要である。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 229社
- ・小規模事業者数 211社

### 【内訳】

令和7年4月1日現在

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	49	48	町内に広く分布
製造業	16	12	国道34号線沿いに多い
卸・小売業	51	49	町内に広く分布
飲食店・宿泊業	33	32	国道34号線沿いに多い
サービス業	64	58	町内に広く分布
その他	16	12	
合計	229	211	

## (3) これまでの取組

### ①大町町の取組

- ・大町町国土強靱化地域計画の策定（令和2年3月31日）
- ・大町町地域防災計画（令和5年改正）
- ・防災マップの策定及び全世帯への配布
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップなどの配布や出前講座の開催
- ・複数の手段による伝達方法の整備  
災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、防災行政無線、  
広報車、ホームページ、SNS（LINE等）、ケーブルテレビ など
- ・大町町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成26年11月）

### ②大町町商工会の取組

- ・BCPや事業継続力強化計画に関する国の施策の周知及び策定支援
- ・関係機関が開催する事業者BCPセミナー情報の周知
- ・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援  
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口、  
令和2年7月3日から大雨による災害に関する特別相談窓口、  
令和3年8月11日から大雨による災害に関する特別相談窓口 など
- ・各種共済保険制度への加入推進

## II 課題

現状では、緊急時の取組として佐賀県商工会連合会が大規模災害対応マニュアルを示し、大町町商工会も事業継続計画を策定している。しかし、近年に二度の大規模災害を経験しているものの、記憶の風化や人事異動に伴い、職員間でマニュアルを共有する意識が希薄になっている。これにより、緊急時に迅速な対応が可能であるかについて懸念がある。

また、災害関連の損害保険・共済商品は多様化しており、事業者のリスクヘッジを図るためには、職員が商品知識の習得および提案力の向上に努める必要がある。

小規模事業者については、被災した事業者はBCPや事業継続力強化計画の策定に積極的に取り組んだものの、経年とともに危機感が薄れ、計画の見直しを行っている事業者は稀である。また、同じ町内でも被害を免れた事業者は防災・減災意識の優先順位が低く、事業者間で意識の差が生じている。このため、平時から周知・啓蒙活動を継続し、事業継続力強化支援を行う必要がある。

感染症対策については、予防接種の推奨、うがいや手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールの整備、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、さらにリスクファイナンス対策としての保険加入など、感染症への対応策を日頃から周知・徹底する必要がある。

## III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し自然災害や感染症発生時のリスク認識を促し、BCP（事業継続計画）や事業継続力強化計画の策定を推進する。既に策定済みの事業者については、定期的な見直しを促進する。
- ・ 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当町との間で被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後に速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また域内で感染症が発生した場合には、迅速に拡大防止措置を講じられるよう、組織内の対応体制および関係機関との連携体制を平時から整備する。なお、感染症については「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」などの段階的な区分を活用し、適切な対応が可能となる体制を構築する。
- ・ 商工会職員は、大規模災害対応マニュアルの共有化を徹底し、災害対策に関する知識およびノウハウを習得する。
- ・ 補助金の活用を奨励し、物理的な防災・減災対策の実施を促進するとともに、災害関連の保険および共済の加入を推進し、事業者のリスクヘッジを強化する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和8年4月1日～令和13年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

大町町商工会 (以下「当会」という。) と大町町 (以下「当町」という。) は、役割分担と体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

##### ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

###### 【自然災害】

- ・巡回指導時にハザードマップ等の防災情報を活用し、事業所の立地に係る自然災害リスクを伝える。また、事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済への加入、行政支援策の活用など減災対策についても周知する。
- ・商工会報、町報、ホームページ等の広報媒体を通じ、行政施策やリスク対策の必要性、損害保険等の概要を紹介し、BCP や事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の事例も紹介する。
- ・BCP や事業継続力強化計画に精通した専門家を招き、普及啓発セミナーを実施する。

###### 【感染症】

- ・新型コロナウイルス感染症については、行政から提供される最新の正確な情報を基に、デマに惑わされず冷静に対応するよう周知する。
- ・マスクや消毒液等の衛生用品備蓄、オフィス内換気設備の導入、テレワーク環境の整備を推奨し、必要な支援情報を提供する。

##### ② 事業継続力強化計画の策定支援

BCP や事業継続力強化計画の策定推進にあたり、経営指導員や専門家による支援を行う。

##### ③ 当会事業継続計画の共有

当会は、令和2年11月に、佐賀県商工会連合会が作成した大規模災害対応マニュアルを参考に事業継続計画を作成している。全職員で共有し、災害対策の知識・ノウハウを習得する事で、緊急時でも迅速に対応できる体制を構築する。

##### ④ 関係団体等との連携

- ・佐賀県火災共済協同組合、全国商工会連合会が連携協定を締結している、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社と連携し、管内事業者対象の普及啓発セミナーや災害関連保険・共済の紹介を実施する。
- ・関係機関には、普及啓発用ポスターやチラシの掲示・配布を依頼する。

##### ⑤ 事業者へのフォローアップ

- ・BCP や事業継続力強化計画を策定した事業者に対し、取り組み状況の確認や改善点の指導を行う。

## ⑥ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6強の地震や豪雨災害）の発生を想定し、当会と当町で年1回訓練を実施し、連絡ルートの確認等を行う。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・発災時は人命救助を最優先とし、下記手順に基づき被害状況を把握し関係機関へ報告する。

### ① 応急対策の実施可否確認

#### 【自然災害】

- ・発災後2時間以内に電話やSNS等で職員および家族の安否、業務従事可否を確認する。
- ・家屋被害、道路状況等の大まかな被害状況を当会と当町で共有する。

#### 【感染症】

- ・感染症流行時は、平常時より職員の体調確認、事務所内消毒、うがい・手洗いの徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条による緊急事態宣言時には、当町の感染症対策本部の方針に基づき業務として感染対策を行う。

### ② 応急対策の方針決定

- ・当会と当町は被害状況・規模に応じた応急対策方針を決める。  
（例）豪雨時、危険と判断される降雨状況下では無理な出勤を避け、職員自身の安全確保を優先し、警報解除後に出勤する。など。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に相互に情報を共有する。

#### ≪被害規模の目安≫

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※連絡が取れない区域については大規模被害が生じているとみなす。

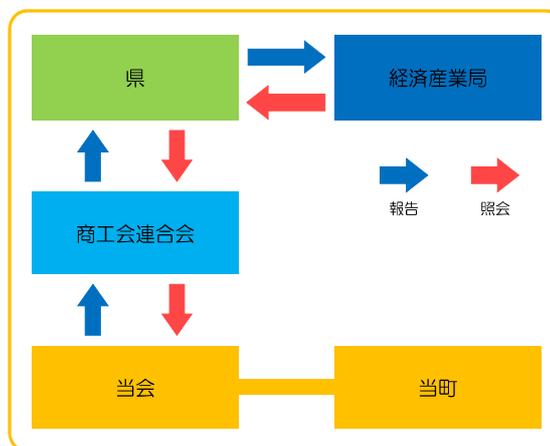
- ・ 当会と当町は、以下の頻度で被害情報等を共有する。災害の規模次第で共有頻度は協議により変更する。

期 間	共 有 頻 度
発災後～2 週間	発災直後は随時、2 日目以降は 1 日 1 回共有する。
2 週間～1 か月	2 日に 1 回共有する。
1 か月～2 か月	1 週間に 1 回共有する。
2 か月～3 か月	2 週間に 1 回共有する。
3 か月以降	1 か月に 1 回共有する。

- ・ 大町町新型インフルエンザ対策等行動計画に基づき、必要な情報把握と発信、体制維持を行う。

### < 3. 発災時の指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害発生時には迅速な報告・指示命令を行う体制を構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 支援活動の円滑化のため、当会・当町間で支援体制・指示命令系統を定める。
- ・ 被害確認・被害額の算定方法はあらかじめ確認しておく。
- ・ 共有した被害情報は、県の指定する方法にて当会又は当町より報告する。
- ・ 感染症流行時は、国・佐賀県の指示に基づき報告・対応する。



### < 4. 応急対策時の小規模事業者支援 >

#### 【自然災害】

- ・ 当会・当町協議のうえ相談窓口を設置する（国や県から要請時は特別相談窓口を設置する）。
- ・ 相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、災害の安全性が確認された場所に設置する。
- ・ 管内小規模事業者の被害を把握し、応急時に有効な被災事業者向けの施策（行政の施策）について、管内の小規模事業者へ周知する。

#### 【感染症】

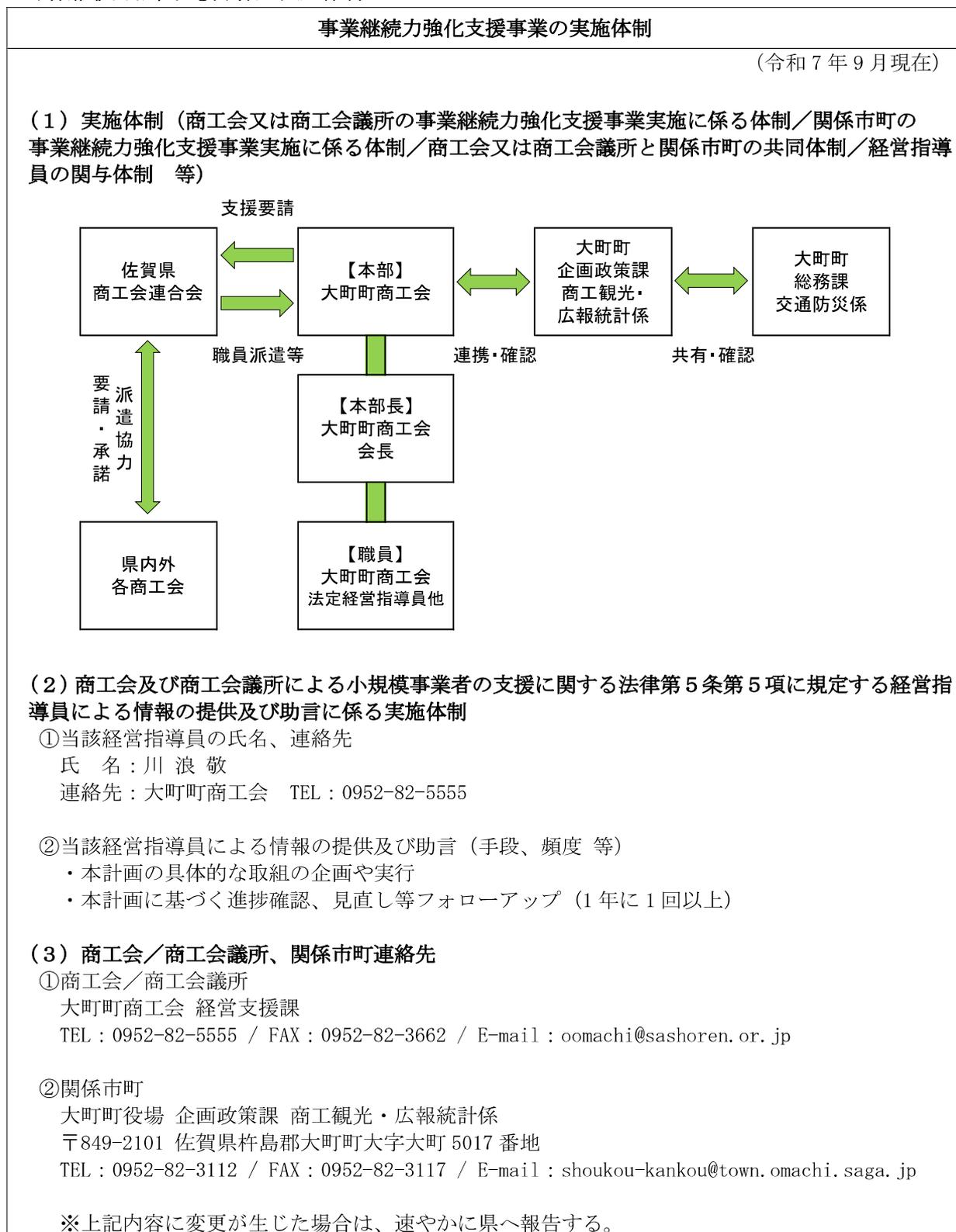
- ・ 当会・当町協議のうえ、感染症拡大により事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある事業者を対象とした相談窓口を開設する（国や県から要請時は特別相談窓口を設置する）。
- ・ 相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、感染症対策をした場所又はオンラインによる支援とする。

### < 5. 地区内小規模事業者の復興支援 >

- ・ 国・県・県商工会連合会方針に従い、当会と当町が復旧・復興方針を決定し支援を行う。
- ・ 大規模被害時には、県内外応援派遣を佐賀県や佐賀県商工会連合会へ要請する。
- ・ 感染症拡大の懸念時はオンライン支援も活用する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
専門家派遣費 (年 2 回)	100	100	100	100	100
セミナー開催費	100	100	100	100	100
防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大町町補助金、県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

